

山梨県公報

第千八百六十四号

平成二十年

六月二十三日

月 曜 日

目 次

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示……………三四九

平成二十年度山梨県ひとり親家庭等実態調査の実施……………三四九

生活保護法に基づく医療機関の指定……………三五〇

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止……………三五〇

生活保護法に基づく指定医療機関の変更……………三五二

生活保護法に基づく指定施設機関の変更……………三五二

平成二十年中小企業貸金事情調査の実施……………三五二

道路の区域変更……………三五三

建築基準法に基づく道路位置指定……………三五三

公 告……………三五三

土地改良区役員の退任及び就任(二件)……………三五三

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三五四

告 示

山梨県告示第二百七十九号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年六月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等(平成十七年山梨県告示第二百一号の二)の一部を次のように改正する。

本則の表中二十一の項を二十二の項とし、十六の項から二十の項までを一項ずつ繰り

下げる。

本則の表十五の項中「同右」を「合格発表の日から一か月間」に改め、同項を同表十六の項とし、同表十四の項の次に次のように加える。

十五 宝石美術専門学校教員採用候補者選考検査

総合得点及び順位

可否通知を
発送した日
から一か
月

同右

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第二百八十号

平成二十年度山梨県ひとり親家庭等実態調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。

平成二十年六月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 調査の目的

この調査は、県内の母子世帯、寡婦及び父子世帯の生活実態を把握し、今後の母子、寡婦及び父子への福祉対策等の行政施策推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査事項

- 1 世帯に関する事項
 - 2 住居に関する事項
 - 3 職業及び生計に関する事項
 - 4 児童に関する事項
 - 5 生活に関する事項
 - 6 福祉制度に関する事項
 - 7 悩みや福祉行政への要望に関する事項
- 三 調査の範囲
- 1 調査地域
山梨県全域
 - 2 調査対象
県内に居住する母子世帯、寡婦及び父子世帯から無作為に抽出した世帯

- 四 調査の期間
平成二十年八月一日から同月十五日まで
- 五 調査方法
自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、調査員が行う。

山梨県告示第百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成二十年六月二十三日

山梨県知事 横内 正 明

名称	所在地	指定年月日
ウエルシア薬局都留店	都留市上谷六丁目十三番一号	平成十九年六月十一日
健康科学大学リハビリテーションクリニック	南都留郡富士河口湖町小立二千四百八十七番地	平成十九年六月十九日
よつば薬局	韮崎市若宮二丁目八番十七号	平成十九年六月一日
ゆう歯科クリニック	南巨摩郡南部町万沢字上越渡千三百二十六番地十	平成十九年六月七日
クスリのサンロード薬局響ヶ丘店	甲斐市竜地二千七百五十九番地一	平成十九年七月二十四日
クスリのサンロード薬局白根店	南アルプス市飯野字村東二千四百八十九番地一	平成十九年七月二十四日
あまの診療所	南都留郡忍野村忍草千四百番地三十五	平成十九年七月二十三日
クスリのサンロード薬局忍野店	南都留郡忍野村忍草千四百番地三十五	平成十九年七月二十五日
原口内科・腎クリニック	甲斐市篠原二千九百七十五番地一	平成十九年七月十七日

名称	所在地	指定年月日
クスリのサンロード薬局朝気店	甲府市朝気一丁目九番十二号	平成十九年七月二十四日
あおぞら薬局富士見店	甲府市飯田二丁目三番六号	平成十九年七月一日
みさき薬局 竜王	甲斐市篠原二百三十一番地一	平成十九年七月一日
有限会社みやび び勝沼薬局	甲州市勝沼町勝沼九百四十三番地六	平成十九年八月十六日
けやき通り整形外科	甲府市上町三百三十九番地	平成十九年九月七日
セキテイ調剤薬局境川店	笛吹市境川町石橋二千九百九十三番地一	平成十九年九月一日
ウエルシア薬局マールケツトタウン御坂店	笛吹市御坂町夏目原千六百十六番地	平成十九年九月一日
このの内科クリニック	南アルプス市桃園千六百八十八番地三	平成十九年十月二日
もも薬局	甲府市荒川二丁目七番三号	平成十九年九月三日
茜調剤薬局	笛吹市石和町四日市場千七百九十二番地一	平成十九年十月一日
株式会社ウエノノ石和薬局	笛吹市石和町東高橋百三十番地	平成十九年九月十八日
上野原梶谷整形外科	上野原市上野原三千七百八十五番地一	平成十九年十月一日
ひまわり歯科医院	富士吉田市上吉田二丁目十一番二号	平成十九年十一月六日

佐野外科医院	甲府市青沼二丁目二十二番四号	平成十八年三月三日
なかむら歯科	南アルプス市藤田千三百五十六番地二	平成十九年十一月一日
もりの木こどもクリニック	甲府市和戸町六百八十番地	平成十九年十一月一日
永島歯科医院	富士吉田市下吉田六百二十七番地	平成十九年十一月一日
ウエルシア薬局塩山市民病院前店	甲州市塩山下於曾千四百七十番地	平成十九年十一月一日
歯科才オモリ	山梨市小原東字西川五百二十一番地二	平成十九年九月二十六日
ウエルシア薬局開国橋店	甲斐市西八幡三千五百六十八番地一	平成十九年十月一日
ウエルシア薬局上吉田店	富士吉田市上吉田三千七百七十三番地三	平成十九年十一月二十九日
ウエルシア薬局富士見店	甲府市富士見一丁目二十二番七号	平成十九年十一月二十日
しむら歯科	甲府市国母一丁目十七番十九号	平成十九年一月一日
峡西中央クリニック	南アルプス市西南湖三十二番地	平成十九年十一月一日
株式会社オーエスドラッグス玉穂店	中央市井之口千九十一番地一	平成十九年十月一日
堀田歯科医院	甲斐市竜王九百八十番地一	平成十九年十一月二十二日
財団法人山梨整肢更生会 中村外科医院	甲府市丸の内一丁目十二番三号	平成十九年十二月一日

あとべ心のクリニック	甲府市増坪町五百四十一番地三	平成十九年十二月二十五日
マルジン薬局	甲府市朝日四丁目一番一号	平成二十年一月一日
マルジン薬局 北口店	甲府市北口一丁目六番八号	平成二十年一月二十五日
あおぞら薬局国母店	甲府市国母一丁目二十二番二十四号	平成十九年十二月三日
ウエルシア薬局 上野原店	上野原市上野原四千百十四番地	平成二十年二月二十一日
奥脇医院	富士吉田市下吉田八百五十九番地	平成二十年一月一日
かおり薬局	甲斐市中下条八百八十六番地一	平成十九年十月十六日
ふじ薬局 河口湖店	南都留郡富士河口湖町船津七千四百三十八番地	平成二十年二月十九日

山梨県告示第百八十二号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により指定した次の医療機関は、廃止した。
 平成二十年六月二十三日

山梨県知事 横内 正 明

名	称	所 在 地
蓬沢眼科医院		甲府市蓬沢千四十七番地二
茜調剤薬局		笛吹市石和町四日市場千七百九十二番地一
佐野外科医院		甲府市青沼二丁目二十二番四号
永島歯科診療所		富士吉田市下吉田六百二十七番地九

南西志村歯科医院	甲府市下石田二丁目十三番五号
財団法人山梨整肢更生会中村外科病院	甲府市丸の内一丁目十二番三号
マルジン薬局	甲府市朝日四丁目一番一号
あおぞら薬局国母店	甲府市下石田二丁目十番三号丸幸ハイツ百三号
奥脇外科医院	富士吉田市下吉田八百五十九番地
かおり薬局	甲斐市中下条八百七十二番地
宮本屋薬局月江寺店	富士吉田市下吉田八百三十番地
シノハラ薬局	甲州市塩山上於曾千二百六十六番地
しらかべ歯科医院	南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地 河口湖ショッピングセンター三階

山梨県告示第百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により指定した医療機関に次のとおり変更があった。

平成二十年六月二十三日

山梨県知事 横内正明

名 称	所 在 地	変更事項
変更前 有限会社赤岡綜合薬局 変更後 株式会社赤岡綜合薬局	甲府市北口三丁目一番二号	名称
変更前 有限会社赤岡綜合薬局小瀬	甲府市小瀬町二十八番地一	名称

店 変更後 株式会社赤岡綜合薬局小瀬 店	
-------------------------------	--

山梨県告示第百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により指定した施設機関に次のとおり変更があった。

平成二十年六月二十三日

山梨県知事 横内正明

名 称	所 在 地	変更事項
いいだ整骨院	変更前 甲府市飯田二丁目十九番七号 変更後 甲府市飯田二丁目十五番八号	所在地
遠藤整骨院	変更前 甲府市中小河原町六百二十五番地二 変更後 甲府市中小河原町六百二十六番地四	所在地

山梨県告示第百八十五号

平成二十年中小企業賃金事情調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例（昭和二十七年山梨県条例第十一号）第三条の規定により、告示する。

平成二十年六月二十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 調査の目的
県内の民間企業に働く労働者の賃金等の実態を明らかにし、これを労使関係者の参考資料として提供することにより、合理的な賃金管理及び労使関係の安定を図ることを目的とする。
- 二 調査事項

1 初任給

(一) 平成二十年三月新規卒者の確定初任給

(二) 平成二十一年三月新規卒者の初任給見込額

2 平均賃金

各事業所から従業員を抽出し、次の事項について調査する。

(一) 年齢

(二) 勤続年数

(三) 扶養家族数

(四) 平成二十年七月支給分の所定内賃金及び所定外賃金

(五) 平成二十年七月支給分の所定内賃金及び所定外賃金の根拠となった労働時間

3 事業所の現況

(一) 常用労働者数

(二) 労働組合の有無

(三) 定年制の有無及び定年年齢

(四) 週休制の形態

三 調査の範囲

1 調査地域

山梨県全域

2 調査対象

県内の従業員数十人以上の事業所から無作為に抽出した八百五十事業所

四 調査の期日

平成二十年七月三十一日を調査基準日とし、同年八月一日から同月三十一日までを

調査期間とする。

五 調査の方法

自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。

山梨県告示第二百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年七月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年六月二十三日

一 道路の種類 県道

二 路線名 休息勝沼線

山梨県知事 横内正明

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲州市勝沼町勝沼字匠屋一七四一番の二地 先から 甲州市勝沼町勝沼字匠屋一七四〇番の一地 先まで	六・九 七・五	六・六 七・四	(メートル)	二四・五

山梨県告示第二百八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年六月二十三日

山梨県知事 横内正明

一 道路の位置

笛吹市石和町河内字宮窪四二番九

二 道路の幅員

最大六・〇四メートル 最小六・〇二メートル

三 道路の延長

四〇・五五メートル

公 告

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、相川土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十年六月二十三日

山梨県知事 横内正明

一 退任

役職名	氏 名	住 所	退任年月日

理事	保坂 賢	甲府市古府中町二七九四	平成二十年三月三十一日
同	笹本 嘉敬	同 小松町三六五	同
同	水口 利長	同 下積翠寺一三四	同
同	山本 正明	同 古府中町三一一三	同
同	長田 耕一	同 岩窪町三六一	同
監事	保坂 昭泰	同 上積翠寺町九六六	同
同	雨宮 誠	同 古府中町九五五	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	数野 武明	甲府市大手二四六六	平成二十年四月一日
同	保坂 敬夫	同 上積翠寺町四七八	同
同	保坂 昭泰	同 上積翠寺町九六六	同
同	中沢 好吉	同 下積翠寺町九二二	同
同	雨宮 誠	同 古府中町九五五	同
同	山村 忠弘	同 岩窪町六九一	同
監事	保坂 賢	同 古府中町二七九四	同
同	笹本 嘉敬	同 小松町三六五	同

● 土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、本途堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成二十年六月二十三日

一 退任

山梨県知事 横内 正明

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	奥石 重美	甲斐市字津谷九六六	平成二十年四月二十六日
同	柳本 正房	同 五一五九	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	奥田 守	甲斐市字津谷九七三	平成二十年四月二十六日
同	柳本 映	同 五一八二	同

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十年六月二十三日

山梨県知事 横内 正明

一 開発区域に含まれる地域の名称

南都留郡山中湖村平野字池畑二三九六の一、二三九六の四、二三九六の六、二三九六の八、二三九六の一三、二三九六の一六、二三九六の一七、二三九六の一九、二三九六の二二、二三九六の二三、二三九六の二六、二三九六の二七、二三九六の二八、二三九六の二九、二三九六の三〇、二三九六の三一、二三九六の三二、二三九六の三三、二三九六の三四、二三九六の三五、二三九六の三六、二三九六の三七、二三九六の三八、二三九六の三九、二三九六の四〇、二三九六の四一、二三九六の四二、二三九六の四三、二三九六の四四、二三九六の四五、二三九六の四六、二三九六の四七、二三九六の四八、二三九六の四九、二三九六の五〇、二三九六の五一、二三九六の五

二、二三九六の五三、二三九六の五四、二三九六の五五、二三九六の五六、二三九六の五七、二三九六の五八、二三九六の五九、二三九六の六〇及び二三九六の六一の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南都留郡山中湖村平野二一九七番地二 富士山麓開発株式会社 代表取締役 平野雅司

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番